

志布志市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する考え方【案】

1 趣旨

志布志市では、ひとがともに輝くまちづくり条例（令和4年条例第32号）に規定する基本理念に基づき、全ての人がある所に生きる人の権利を尊重し合いながら、多様な生き方を選択でき、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会を目指すため、パートナーシップ宣誓制度の導入を目指します。

2 用語の定義

- (1) パートナーシップ：互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係。
 - ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - ・お互いを人生のパートナーとし、共同生活において相互に責任をもち、協力し合うこと。
- (2) 宣誓：パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーである旨を誓うことをいう。

3 制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は「お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもち協力し合う2者の関係であることの宣誓」について、自治体はその想いを尊重し、宣誓書の受領証等を交付することです。この制度に法的拘束力はありません。

生きづらさを感じる方の不安が少しでも解消されるとともに、これまでの典型的な家族形態に加え、多様な家族の在り方や、個人の選択を尊重し、またそのことに寛容な社会を目指すための取組です。

4 宣誓の対象者

次の全てに該当する人が対象になります。

- ・双方が民法に規定する成年に達していること。
- ・双方又はその一方が本市に住所を有すること。
- ・転入予定で宣誓する場合は宣誓の日から14日以内に本市への転入を完了すること。
- ・現に婚姻していないものであること。
- ・当事者以外の者と既にパートナーシップの関係にないこと。
- ・双方が近親者等（民法734条から736条の規定により婚姻をすることがで

きないとされている者) でないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

5 宣誓の方法

宣誓を希望する人は、市長が指名する市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップ宣誓に関する確認書に自ら記入し、必要な書類を添付して市長に提出していただきます。

また、希望に応じて、インターネットを利用した宣誓が可能になるよう検討していきます。

6 宣誓に必要な書類

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - ・戸籍個人事項証明書、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類（日本の国籍を有しない場合にあっては、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証明する書類に日本語訳を添えたもの）
 - ・上記の2つに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- ※ 宣誓を行った者が市内に住所を有しない場合は、宣誓後14日以内に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出する。

7 本人確認

宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするために、次に掲げる書類のいずれかを提示していただきます。

- ・個人番号カード
- ・旅券（パスポート）
- ・運転免許証
- ・上記の3つのほか、官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

8 通称名の使用

宣誓をしようとする人について、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓において、氏名と併せて通称名（戸籍に記載されている氏名（日本の国籍を有しない者にあっては、これに準じるもの）に代えて、当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう）を使用することができます。この場合、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類等を宣誓時に提示していただきます。

9 交付する書類

- ・宣誓書の提出後、その内容を審査し、要件のいずれにも該当すると認めるときは、申請者に志布志市パートナーシップ宣誓受領証及び志布志市パートナーシップ宣誓証明カードを交付します。
- ・宣誓者が通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍等に記載されている氏名の両方を受領証等に記載します。

10 書類の再交付

受領証等の交付を受けた者（宣誓者）は、受領証等を紛失、毀損、又は汚損したときや、氏名、住所の変更等再交付が必要と認められるときは必要な書類を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができます。

11 書類の返還

宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、返還届等の書類に交付を受けた受領証等を添えて、市長に返還していただきます。

- ・宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- ・宣誓者の一方が死亡した後、新たにパートナーシップを宣誓するとき。
- ・双方が本市外に転出した場合

12 他の地方自治体との連携

制度利用者がパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体へ転出する場合で、継続してパートナーシップ宣誓制度に類する制度の利用を希望する場合、自治体間で連携し、情報提供を行うなど利便性の向上を図ります。

13 パートナーシップ宣誓の無効

パートナーシップの宣誓は次のいずれかに該当する場合、無効とします。

- ・当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- ・宣誓制度の対象者を定める規定に反していることが判明したとき。

14 その他

市はパートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。